第二十八条　加工コーヒーに関する措置

加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（コーヒーの加工及び第二条(1)(d)から(h)までに定義する加工コーヒーの輸出を含む。）によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。この関連において、加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。

第二十九条　混合品及び代用品

(1)　加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努める。ただし、この(1)の規定は、第二条(1)(h)に規定するコーヒーミックスについては、適用しない。

(2)　事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

第三十条　統計上の情報

(1)　機関は、次の情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a)　世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報（市場の種々の区分に属するコーヒー及びコーヒーを含有する製品の生産、消費、貿易及び価格に関する情報（コーヒーについては、実行可能な場合には、コーヒーの種類ごとのもの）を含む。）

(b)　適当と認める場合には、コーヒーの栽培、生産費、加工及び利用に関する技術的な情報

(2)　理事会は、その運営のために必要と認める情報（コーヒーの生産、生産の傾向、輸出、輸入、再輸出、流通、消費、在庫、価格及び課税に関する定期的な統計に係る報告を含む。）を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し、又は販売する特定の個人又は会社の活動内容を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、可能な範囲内で、要求された情報をできる限り詳細、適時及び正確に提供する。

(3)　理事会は、指標価格制度を定め、実際の市場の状況を反映した日ごとの複合指標価格を公表する。

(4)　機関がその適正な運営のために要求した統計上の情報その他の情報を加盟国が理事会の定める期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。当該加盟国は、理事会に対し、当該情報の提供が困難であることを通報し、技術援助を要請することができる。

(5)　理事会は、情報の提供について加盟国に対する技術援助が必要であると認めるとき、又は加盟国が(2)の規定に基づいて要求された統計上の情報を連続した二年の間提供しなかった場合において、理事会の援助を求めなかったとき、若しくは不履行の理由を説明しなかったときは、これらの加盟国が要求された情報を提供することとなるよう主導することができる。

第三十一条　原産地証明書

(1)　機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するため、原産地証明書制度を定める。当該制度は、理事会が承認する規則に従って運用される。

(2)　加盟輸出国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し、及び機関が承認した資格のある団体により発行される。機関は、また、消費及び国際貿易の変化する状況に照らして、原産地証明書に含まれる情報を定期的に見直す。

(3)　加盟輸出国は、(2)に規定する業務の遂行に責任を負う政府機関又は非政府団体の名称を機関に通報する。機関は、理事会が承認する規則に従い、かつ、明示的に非政府団体を承認する。

(4)　加盟輸出国は、例外的であり、かつ、正当な理由がある場合には、原産地証明書において提供されるコーヒーの輸出に関する情報を原産地証明書に代わるものを用いて機関に提供することを認めるよう理事会に要請することができる。

第三十二条　研究、調査及び報告

(1)　機関は、加盟国を援助するため、コーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告その他の文書の作成を促進する。

(2)　(1)に規定する研究及び調査並びに文書には、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、コーヒーのバリューチェーンの分析、気候変動の影響、金融上のリスク及び他の種類のリスクを管理する取組方法、政府の政策がコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響、コーヒー産業の持続可能性に関する側面、コーヒーと健康との間の関係、伝統的及び非伝統的な用途におけるコーヒー市場の拡大の可能性に関するもの並びに理事会により関係があると認められ得るその他の項目を含むことができる。

(3)　収集され、編集され、分析され、及び周知される情報には、技術的に可能な場合には、さらに、次の事項を含むことができる。

(a)　地理的に異なる地域、家族、地域社会、生産の状態等の要素に関するコーヒーの量及び価格

(b)　生産及び消費における市場の構造、隙間市場及び新たな傾向に関する情報

(c)　生活及び繁栄のための所得の進捗に関する研究

(4)　理事会は、(1)の規定を実施するため、中小規模の農業者その他の生産者に特別な注意を払いつつ、(1)に規定する研究、調査及び報告を年次活動計画（必要な資金の額の見積りを含む。）に含めることを検討する。これらの活動については、運営予算内の項目又は予算外の資金源のいずれかによりその費用を支弁する。

(5)　機関は、中小規模の農業者その他の生産者の持続可能性、生産性及び財務状況の改善（信用及びリスクの管理を含む。）を援助するため、当該生産者による情報の入手を促進することに特に重点を置くものとする。

第十章　事業計画に係る機関の活動

第三十三条　事業計画の作成及び事業計画のための資金調達

(1)　加盟国及び事務局長は、経済に関する委員会を通じて、理事会に対して事業計画に関する提案を提出することができる。当該提案は、この協定の目的の達成に貢献し、並びに第十条の規定により理事会が承認する戦略的な行動計画及び年次活動計画において特定される活動の優先事項の一又は二以上に貢献すべきである。

(2)　理事会は、事業計画の提出、審査、承認、優先事項の決定及び資金調達のため並びに当該事業計画の実施、監視及び評価並びに結果の広範な周知のための手続及び仕組みを定め、及び改定する。経済に関する委員会は、当該手続及び当該仕組みの実施並びに理事会に対して行う勧告について責任を負う。

(3)　事務局長は、理事会の各会合において、理事会が承認する全ての事業計画（資金調達を待つ事業計画、実施中の事業計画及び理事会の前回の会合後に完了した事業計画を含む。）の状況に関する報告を行う。

(4)　機関は、適当な場合には、コーヒー経済に利害関係のある計画、事業計画及び活動の実施に対する財政的援助及び支援を得るため、他の国際機関、金融機関、多数国間及び二国間の開発機関並びに公的な及び民間の拠出機関と協力するよう努める。

第十一章　コーヒーに関する民間部門

第三十四条　賛助加盟員会

(1)　賛助加盟員会は、諮問機関として、理事会の要請に応じて勧告を行うことができ、また、理事会及びその補助機関に対し、この協定及び世界のコーヒー産業の状況に関する事項を議題に含め、及び決定するよう要請することができる。

(2)　賛助加盟員会は、全ての賛助加盟員で構成する。